⑾　肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和十二年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長する。（附則第六条関係）

⑿　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずる。

イ　上場株式等を受け入れる非課税口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該非課税口座の廃止の際、当該非課税口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課すること。（附則第三十三条の二の二、第三十五条の三の三関係）

ロ　各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。（附則第三十五条の三の二関係）

⒀　土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（附則第三十三条の三関係）

⒁　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、以下の措置を講ずる。（附則第三十四条の二関係）

イ　適用期限を令和十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長する。

ロ　租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存する場合には、本特例措置の適用ができないこととする。

⒂　所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して道府県民税百分の二、市町村民税百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税百分の一、市町村民税百分の四）の税率により申告を通じて所得割を課する。（附則第三十五条の三の六関係）

⒃　所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産の譲渡に係る損失の金額は、当該納税義務者の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。（附則第三十五条の三の七関係）

⒄　法人税割の課税標準である法人税額について、特別試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（第二十三条、第二百九十二条関係）

⒅　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業技術基盤強化税制における繰越税額控除限度超過額を有する場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（附則第八条関係）

⒆　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特別試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（附則第八条関係）

⒇　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を廃止する。（附則第八条関係）

(21)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除（全法人向けの措置に限る。）の適用を受けた額とする措置を廃止する。（附則第八条関係）

(22)　法人税割の課税標準である法人税額について、特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（第二十三条、第二百九十二条関係）

(23)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（附則第八条関係）

(24)　法人税割の課税標準である法人税額について、重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずる。（第二十三条、第二百九十二条関係）

(25)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の重点産業技術試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずる。（附則第八条関係）

2　事業税

⑴　銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置を、必要な経過措置を講じた上、廃止する。（附則第九条関係、改正法附則第六条関係）

⑵　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、次の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長する。（附則第九条関係）

イ　当該電気供給業を行う法人が他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うとき。

ロ　当該電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者等に対して電気事業法に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）を支払うとき。

ハ　当該電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する電線路と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者に対して、電気事業法に規定する託送供給に係る料金を支払うとき。

ニ　当該電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、一般送配電事業者の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。

ホ　当該電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、配電事業者が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において電気事業法に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。

⑶　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（附則第九条関係）

⑷　給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の措置を講ずる。（附則第九条関係）

イ　適用対象を常時使用する従業員の数が二千人以下である法人に限ることとする。

ロ　適用要件を継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が百分の四以上（改正前は百分の三以上）であることとする。

⑸　一般送配電事業者の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該一般送配電事業者が広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新の実施（以下「地域間連系線の整備等」という。）を行う他の一般送配電事業者又は送電事業者に地域間連系線の整備等に必要な費用として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずる。（附則第九条関係）